

調査テーマ案：民生委員・児童委員による証明事務に関する調査

調査の背景

- 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域での生活や福祉全般に関する相談対応・支援、地域福祉活動、訪問など、社会福祉増進を図るための活動をしている。これらの活動は、地域における孤独・孤立など社会構造の変化の中で、ますますその重要性が増すと考えられる。
- 民生委員の活動の一つに、いわゆる証明事務がある。民生委員による証明事務とは、国の通知等や地方公共団体独自の規定等により、行政手続に際し第三者による事実確認が必要な場合に、民生委員が、対象者の世帯状況等について事実確認した結果を書類に記し、署名することである。
- 証明事務は、民生委員が担当地域の住民の生活実態等を十分把握している前提に立っており、地域の間関係が希薄化している現代では、内容によっては事実確認が困難である等、互いに面識のない民生委員及び住民双方に負担となっている場合があることから、証明事務の見直しが必要と考えられる。
- 行政相談において、証明事務として生計同一等の証明を求められ、負担になっているとの相談が民生委員から寄せられている。民生委員の全国団体は、証明事務について、「真に民生委員の確認・証明が必要であるのか、また、その内容はどこまでのものなのかについて、各行政機関において…見直し検討を行うことが望ましい」としている。

現 状

- 国の通知等による証明事務の一部について、地方分権改革の提案募集をきっかけに、民生委員以外の者による証明等が可能であることが明確化されたものがある。また、社会福祉領域の活動とは考えられないとされるものもある。
- 地方公共団体で、民生委員による証明が住民団体からの要望により廃止となったものもみられる。
- 現場における証明事務の実態については必ずしも明らかになっていない。

想定される課題

- 民生委員による証明の中には、情報連携など他の方法により可能なものがあるのではないか。
- 同じ行政手続であっても、民生委員による証明を求める内容が行政機関により異なっているのではないかと。

調査の方向性

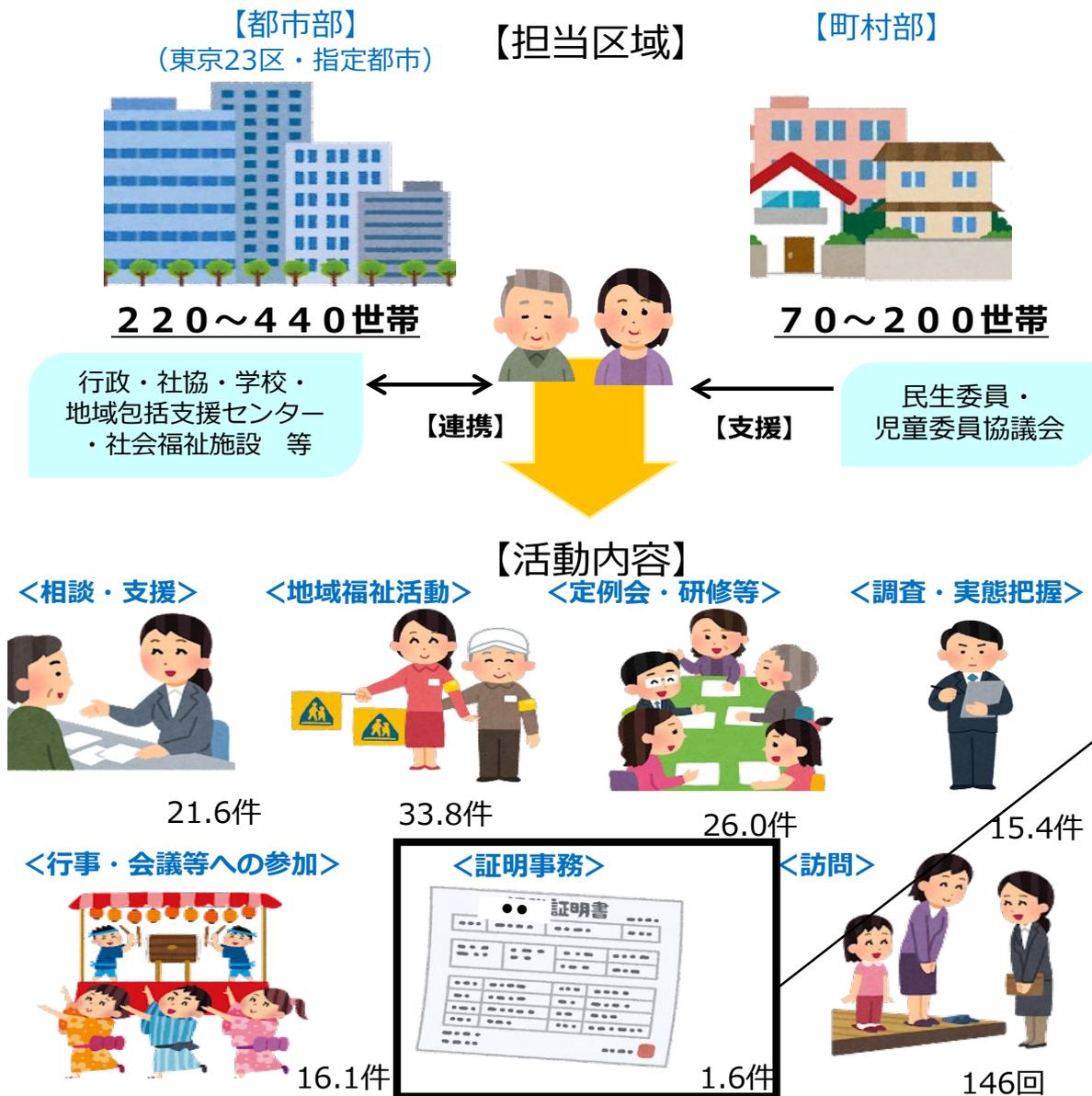
- 民生委員による証明事務について、府省、地方公共団体及び民生委員（関係団体を含む。）を中心に以下の項目を調査し、民生委員及び住民双方の負担軽減につながる方策や各種手続の負担軽減の参考になる情報の提供を検討
 - ・ 民生委員による証明が必要とされている行政手続の種類及びその理由
 - ・ 同じ行政手続について、民生委員による証明の要否や証明を求める内容が行政機関により異なる場合、それらの理由等
 - ・ 証明事務における民生委員及び住民の負担の状況

<別紙1> 民生委員制度の概要

委嘱者等	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき厚生労働大臣から委嘱（第5条第1項）される非常勤の地方公務員（児童福祉法に定める児童委員を兼ねる）
定数	全国で240,548人（令和5年3月31日時点） <ul style="list-style-type: none">厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村（特別区を含む。以下同じ）の区域ごとに、都道府県の条例で定める（民生委員法第4条第1項）。厚生労働大臣が定める参酌基準は、「民生委員・児童委員の定数基準について（通知）」（平成25年7月8日付け雇児発第0708第9号、社援発0708第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）により規定<ul style="list-style-type: none">①東京都区部及び指定都市：220世帯～440世帯ごとに1人、②中核市及び人口10万人以上の市：170世帯～360世帯ごとに1人③人口10万人未満の市：120世帯～280世帯ごとに1人、④町村：70世帯～200世帯ごとに1人
委嘱数	全国で227,426人（令和5年3月31日時点）
推薦要件 （委嘱条件）	市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）の児童委員としても適当である者（民生委員法第6条第1項）
任期	3年（民生委員法第10条）
職務	（民生委員関係：【参照】民生委員法第14条第1項第1号～5号、第2項） <ul style="list-style-type: none">住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。（民生委員法第14条第1項第5号）等 （児童委員関係：【参照】児童福祉法第17条第1項第1号～6号、第2項～3項） <ul style="list-style-type: none">児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。等
費用	給与は支給されない（民生委員法第10条）※実費弁償費（活動費）は受ける
指揮監督	<ul style="list-style-type: none">民生委員・児童委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。（民生委員法第17条第1項、児童福祉法第17条第4項）市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成を依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。（民生委員法第17条第2項）市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。（児童福祉法第18条第1項）

<別紙2-1> 民生委員 1人当たりの活動状況 (令和4年度実績)

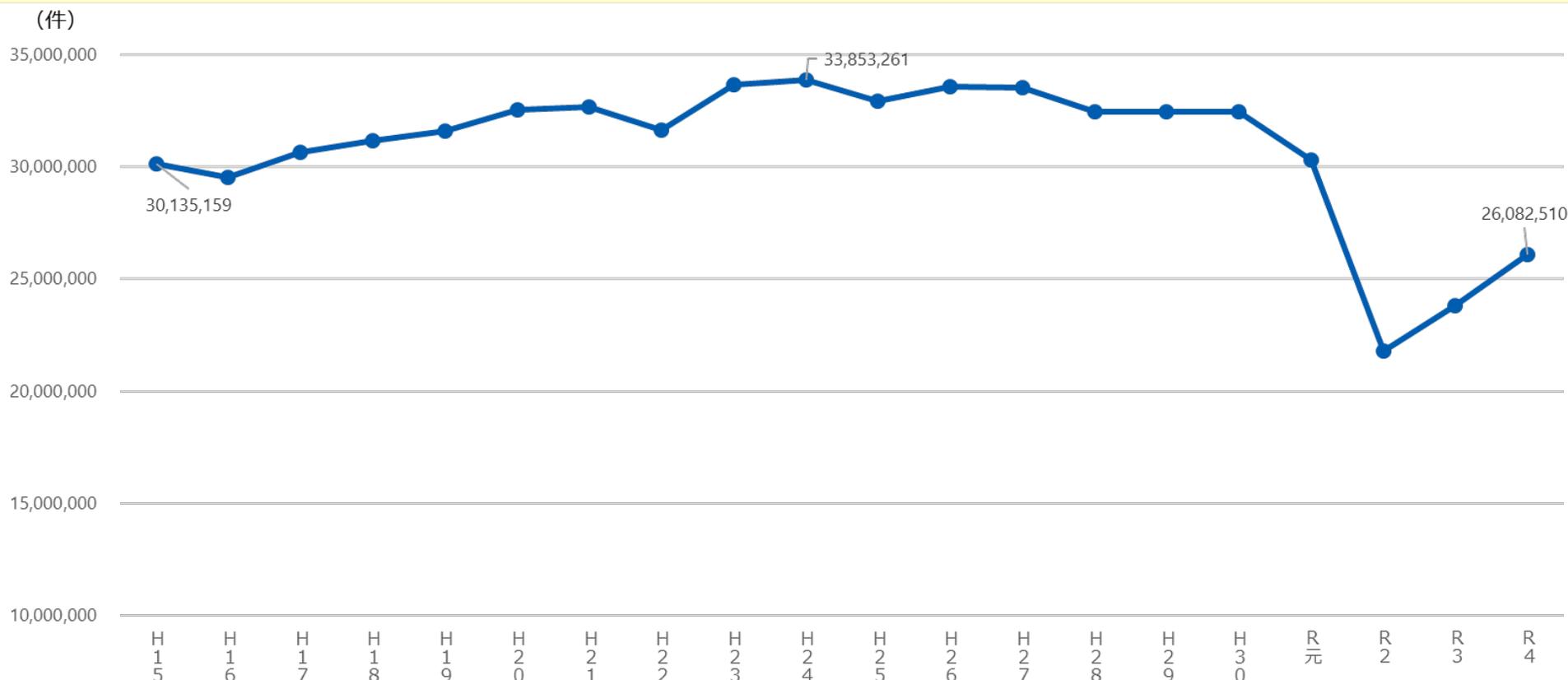
総活動件数：年2,608万件



(注) 「民生委員・児童委員について」(厚生労働省)をもとに作成

<別紙2-2> 民生委員の活動状況の推移

- 過去20年間の活動件数の総数は、3,000～3,300万件程度を推移。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年、令和2年は全体的に活動件数が下がっているものの、令和3年以降の活動件数は上昇に転じている。



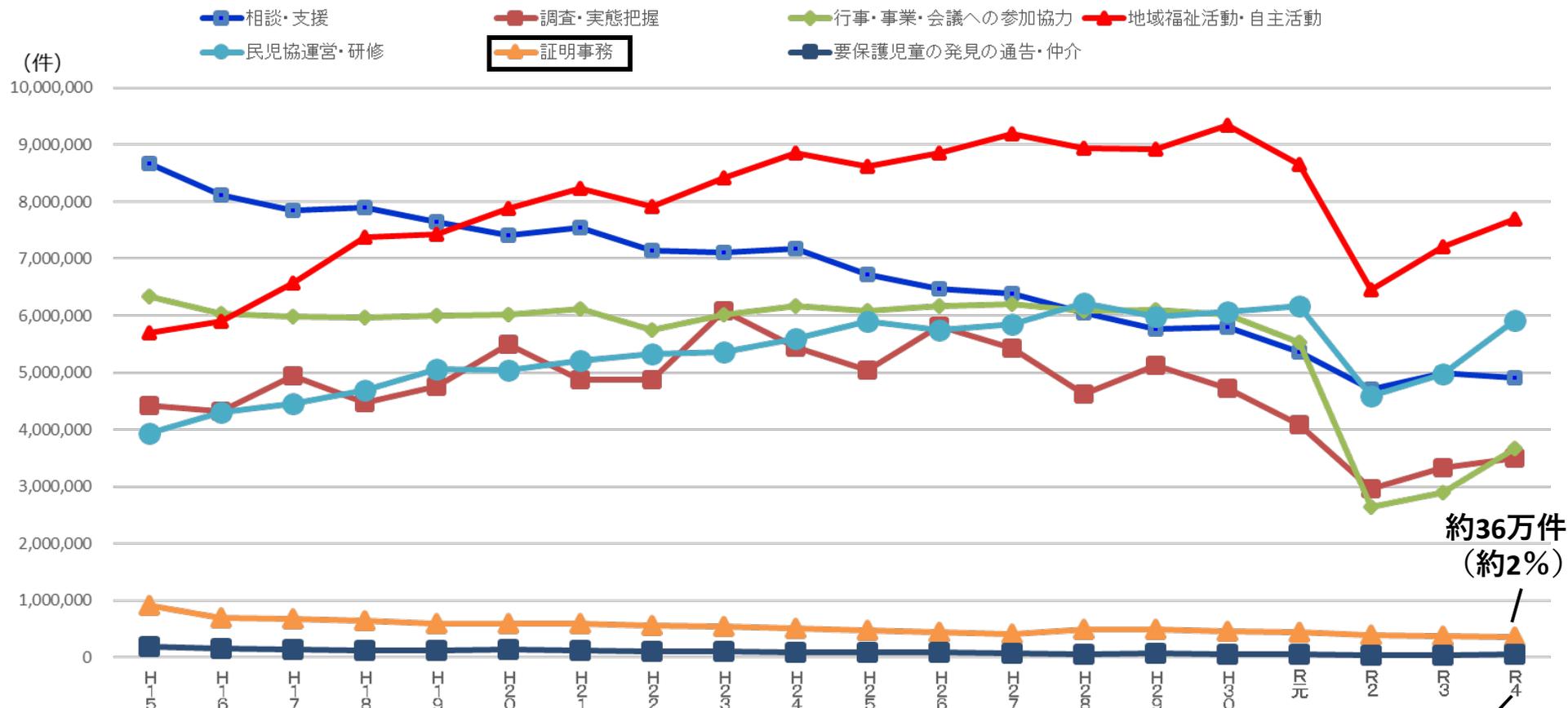
注1) 「福祉行政報告例」による各年度末現在の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

(出典)「民生委員児童委員の活動状況の推移<活動件数総数>」(厚生労働省)

<別紙2-3> 民生委員の活動状況の推移（活動内容別）

- 活動内容として、かつては「相談・支援」の件数が高かったが、平成20年頃から、「地域福祉活動・自主活動」の件数が一番高くなっている。



約36万件
(約2%)

R4:合計約2,608万件

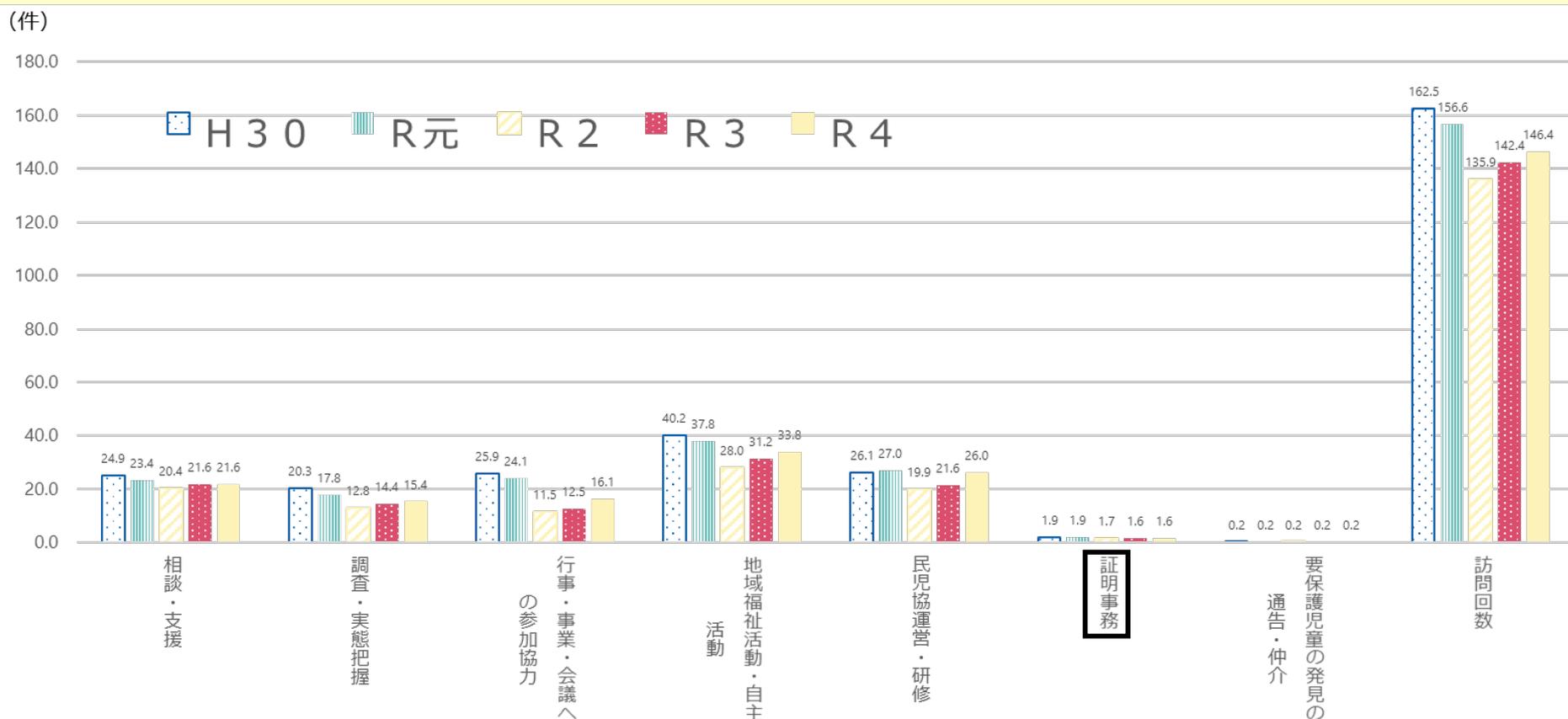
注1) 「福祉行政報告例」による各年度分の件数。

注2) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

(注) 「民生委員児童委員の活動状況の推移<活動件数総数>」(厚生労働省)をもとに作成

<別紙2-4> 年間1人当たり民生委員の活動件数（活動内容別）

- 過去5年間では、年間1人当たり「訪問回数」は約142件～163件であり、活動内容として一番多い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元年～2年は全体的に活動件数が減少したが、令和3年以降の活動件数はわずかに上昇。



注) 年間1人当たり件数は「福祉行政報告例」による各年度分の「活動件数」を「民生委員委嘱数」で除したもの

(注) 「年間1人当たり民生委員の活動件数(活動内容別)」(厚生労働省)をもとに作成

<別紙3> 民生委員による証明事務の例

証明事務として、民生委員に証明が求められているものの例 (市町村によって取り扱いが異なる)

(注1)

関係制度	証明内容
就学援助制度	要保護及び準保護児童生徒の認定に関する証明（世帯票の作成等）
国民年金、厚生年金	配偶者または18歳未満の子がいる場合で、同一世帯でない場合の生計同一に関する証明
健康保険（協会けんぽ）	被扶養者に関する異動届提出に際しての無収入、生計同一に関する証明
労災保険	遺族補償給付（一時金、年金）請求時の生計同一に関する証明
児童扶養手当 特別児童扶養手当	児童養育の事実、事実婚の解消、婚姻によらない懐胎等に関する証明
独立行政法人日本学生支援 機構奨学金制度	償還猶予申請に際しての生活保護受給中、入学準備中、無職等に関する証明
生活福祉資金貸付制度	借受世帯の生活実態の証明
不在住証明	登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことの証明(注2)

(注1) 本資料は、「これからの民生委員・児童委員制度の活動のあり方に関する検討委員会報告書(平成30年3月)」(全国民生委員児童委員連合会)をもとに作成

(注2) 全国民生委員児童委員連合会は、「これからの民生委員・児童委員制度の活動のあり方に関する検討委員会報告書(平成30年3月)」において、不在住証明について、「福祉行政への協力という民生委員の役割を超えるものと考えられる」と指摘している。

<別紙4> 児童扶養手当等における受給資格証明の見直し<令和5年地方分権提案>

<児童扶養手当・特別児童扶養手当>

- 児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 特別児童扶養手当は、精神又は身体に障害を有する児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
- 手当の請求時等において、父母の事実上の婚姻解消や児童と別居の場合等について、民生委員・児童委員等による証明書が必要。

<提案内容> 神戸市等

- 民生委員が担当区域内すべての住民の生活実態を把握することは困難であるため、児童扶養手当、特別児童扶養手当をはじめ、法令や通知等に「民生委員の証明」が必要と記載があるものについては、その記載を削除することを求める。

<対応> 令和5年12月22日 閣議決定

- 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る民生委員の証明事務については、民生委員の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。
- 証明事務については、民生委員以外の者による証明等が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

→ こども家庭庁（支援局家庭福祉課）及び厚生労働省（社会・援護局障害保健福祉部企画課）は、令和5年12月26日付けで、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給資格確認に係る証明事務等について」を都道府県主管課に通知し、他の方法による証明等が可能であることを明確化

(注)「全国こども政策主管課長会議 令和6年3月」資料(こども家庭庁成育環境課)等をもとに作成